

笠間市まちづくり市民活動助成金の申請の流れ

※ 希望調書の提出前に事業概要が出来上がった段階で、市担当者と事前協議を行ってください。

【申請団体→市】

(1) まちづくり市民活動助成金申請希望調書(様式第1号)の提出

【申請団体→審査会】

(2) 申請団体の代表者が審査会でプレゼンテーション

【市→申請団体】

(3) 助成事業の採択・不採択の通知(様式第2号)

【申請団体→市】

(4) 補助金等交付申請書の提出

【市→申請団体】

(5) 補助金等交付決定の通知

【申請団体→市】

(6) <助成金を事前交付希望の場合> 概算払請求書(様式第3号)の提出

【申請団体→事業実施】

(7) 助成対象事業の実施

【申請団体→市】

(8) 事業の完了、実績報告書の提出・・・【期限：翌年3月上旬まで】

事業が完了したら速やかに、実績報告書(様式第4号)に領収書(写し)、成果品(実績写真、印刷物等)を添付して提出してください。

【市→申請団体】

(9) 検査・助成金の確定通知

書類審査や必要な場合は現地に出向き検査を行います。適正と認められれば、助成金を確定します。

【申請団体→市】

(10) 助成金の請求、請求書(様式第5号)の提出

【市→申請団体】

(11) 指定された銀行口座へ助成金を振り込みます。